

米国公的年金改革の動向

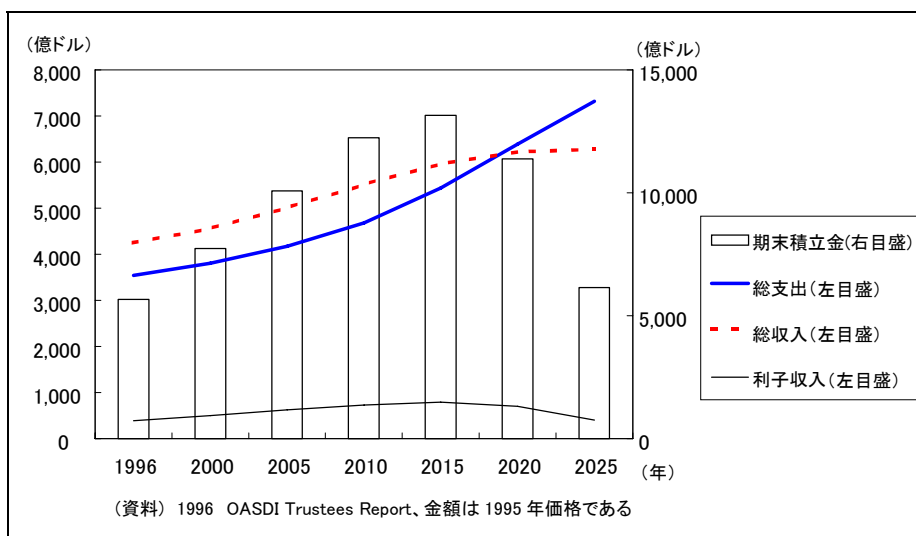
先般の米国連邦社会保障諮問委員会による最終答申では、公的年金の長期財政問題に焦点が当てられ、①積立金の株式運用、②個人別勘定の導入、③一部民営化を、それぞれ軸とする3つの改革案が示された。社会保障、財政構造改革が課題になっている、わが国への影響を考えると、今後の動向が注目される。

米国の公的年金制度は制度が分立しており、わが国の丁度、昭和 61 年の公的年金制度統合前の姿である。しかし、中核は連邦社会保障年金制度の OASDI (Old Age Survivorship Disability Insurance) であり、自営業者を含む全職域の 95%が加入し、1983 年より新規雇用の連邦公務員、国会議員や正副大統領も当制度に加入するようになっている。

財源は社会保障税（目的税）であり、課税所得に比例して徴収される。強制加入だが、最低課税所得に達しない人は加入できず、生活保護の対象となる。現在、社会保障税率は 12.4%（2.9%追加すると、メディケアにも加入できる）で、労使折半になっている。

財政は修正賦課方式であるが、積立金は年間保険料の約 2 年分しかない。日本より高齢化のスピードは遅いのにもかかわらず、現在 65 歳の支給開始年齢を 2027 年までに 67 歳に引き上げるように財政運営の考え方は保守的であるが、それでも財源の不足が心配されている。信託基金報告書(1996 OASDI Trustees Report)によれば、公的年金積立金は 2029 年に枯渇する見込みである。長期の数理計算を行う際の計画期間である 75 年間の料率に換算すると、平均 2.17%の不足とされる。

米国公的年金の財政展望



公的年金制度の改革論議は、過去幾度となく繰り返されてきたが、今回、米国連邦社会保障諮問委員会は、約3年間の審議を踏まえて、97年1月7日に最終答申を行った。答申で特に注目されるのは、これまでの「賦課方式的な制度運営の中での給付削減・拠出増加」という枠組みを踏み越えた改革案が提示されたことである。

米国連邦社会保障諮問委員会 (1994-1996 Advisory Council on Social Security)

社会保障法の定めによって4年毎に設置される諮問委員会で、今回は特に公的年金の長期財政問題を審議する目的で94年5月に招集された。メンバーはグラムリッヒ委員長（ミシガン大学教授）以下13名。

ただし、改革の前提となる社会保障制度全般の基本理念の確認、現行制度の評価については、全委員の間でおおむね合意に達したものの、改革案については委員の間でも意見が分かれたため、1本化せず3案が併記されるかたちとなっている。[3案の詳細は裏表紙参照]

13名の委員のうち、

- 現行確定給付維持案 支持6名
- 個人別勘定導入案 2名
- 個人保障制度創設（一部民営化）案 5名

諮問委員会では、年金財政健全化のため料率引上げ以外の各種の方策も検討している。また、給付と負担の関係については、「社会保障制度には世代間扶養という役割があるとしても、勤労世代への拠出に対して相応の給付が確保されるべき」とした。改革案は、いずれも制度の収益率向上と積立基盤の強化をはかるものであり、また、結果的に国民貯蓄の増強と株式市場での資金運用を促すことになる点で共通している。

もっとも、個人別勘定導入を含む第2、第3案については、社会保障制度の後退につながるものとして、6名の委員が強い反対を表明している。公的年金の民営化策による年金コスト削減、公的年金としての支給水準の限界、運用リスクの公私の負担のあり方など、画期的な提案内容であるが、個人保障制度に見られる、「運用パフォーマンス向上により、国の年金コスト負担をできるだけ削減しよう」という考え方は、一方で、「給付保障という公的年金の役割の放棄である」との反発を呼んでいる。

今は株価が堅調なため、大きな声にはなっていないが、企業年金制度においても、401(k)のように運用リスクを個人に負わせることに対し警告を発する向きもある。現実の改革に向けては更なる紆余曲折が予想されるが、米国での議論は日本の公的年金改革にも少なからず影響を与えるものと思われる。

現行確定給付維持案 (Maintenance of Benefit [MB] Plan)

保障面では現行の枠組みを維持し、運用面などを改革しようとする案。改革の柱となるのは、

- ・ 積立金の株式市場でのパッシブ運用 (最大配分率: 現行 0%→40%)
- ・ 年金給付課税の強化および当該税収の積立金繰入れ
- ・ 州および地方政府公務員年金の連邦年金 (OASDI) への統合 (全 3 案に共通)
- ・ 給付額のベースとなる平均賃金算定対象期間の変更 (現行 35 年→38 年、次案 IA も同じ)
- ・ 社会保障税の引上げ (2045 年に料率 1.6%ポイント引上げ)

個人別勘定導入案 (Individual Accounts [IA] Plan)

公的制度の枠組みの中で、個人毎の勘定 (連邦予算とは別に政府が管理するが、投資対象は個人が選択) を導入しようとする案。改革の柱となるのは、

- ・ 個人の追加的強制拠出 (上乘せ 1.6%) による掛金建て個人別勘定
- ・ 老齢年金支給開始年齢の繰延べ (現行 65 歳→67 歳 [2011 年まで]、以後寿命の伸長に連動)
- ・ 中高所得者層の給付率削減、片稼ぎ世帯への扶養者給付削減

個人保障制度創設 (一部民営化) 案 (Personal Security Accounts [PSA] Plan)

民営の個人保障勘定を創設する一方、公的年金は定額給付中心に変更し、両者で 2 階建て制度を段階的に実現しようとする案。改革の柱となるのは、

- ・ 社会保障税の内枠料率 5%相当による民営の個人別勘定 (完全積立方式)
- ・ 残りの社会保障税 7.4%相当による公的制度運営 (規模を縮小)
- ・ 公的制度からの老齢年金定額給付: 月 410 ドル (1996 年価格、名目賃金スライド)
- ・ 老齢年金 (IA と同じ) および早期退職年金支給開始年齢の繰延べ (現行 62 歳→65 歳)
- ・ 現行制度から新制度への移行期間の財源措置: 消費税増税、政府の民間借入れ